



島根県報

平成18年 2月21日 (火)
第 1,753 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水 産 課)	2
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経 営 支 援 課)	3
島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱	(労 働 政 策 課)	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	14
道路の供用開始	(")	14
特定調達公告		
島根県立中央病院における人工心肺システムの購入に係る一般競争入札の落札者等	(医 療 対 策 課)	14
公安告示		
警備業務に係る検定合格者審査の実施	(警 察 本 部)	15

告 示

島根県告示第133号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内1084番地47	通所介護	デイサービスセンター アゼリア	松江市黒田町475-7	平成18年 2月1日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内1084番地47	訪問介護	訪問介護ステーション アゼリア	松江市黒田町475-7	平成18年 2月1日
有限会社 システム	大田市久手町刺鹿1831番地	居宅介護支援事業	かじ山荘 居宅介護支援事業所	大田市久手町波根西1941番地10	平成18年 1月16日

有限会社 ふくちゃん	浜田市原町51番地	通所介護	ほのぼのデイサービス ふくちゃんの家	浜田市熱田町1421-1	平成18年 2月1日
------------	-----------	------	-----------------------	--------------	---------------

島根県告示第134号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.8パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成18年2月21日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年2月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第135号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成18年2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	「年1.6%以内	に改める。	「年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内
		年1.6%以内		年1.8%以内

附 則

- この告示は、平成18年2月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年2月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第136号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.6パーセント」を「1.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年 2月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 2月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第137号

平成17年島根県告示第1,087号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年 2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヤマダ電機テックランド松江・東出雲店 島根県松江市竹矢町1807-3、八束郡東出雲町大字出雲郷1633-3外
- 2 意見の概要
 - (1) 出入口付近に視界を遮るようなメッシュフェンス、植栽等の設置を避けること。
 - (2) 駐車場中央出入口からの出庫車両については、右折禁止とする等交通事故の防止に配慮されたい。
 - (3) 松江道路を利用する来店車両については、市道手間春日線及び市道大門西2号線の通行を控える旨の案内等について配慮されたい。
 - (4) 騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。
 - (5) 廃棄物減量化及びリサイクルを推進され、また、廃棄物の保管に注意する等周辺地域の環境等に配慮され、関係法令を遵守し対応すること。
 - (6) 建築物のベースカラーのレモンイエローを、企業カラーとして使用されるのは致し方ないが、アクセントカラーとして使用することで、使用頻度を最小限とし、建築物のベースとなるカラーを周辺景観との調和を考慮した、明度及び彩度を控えた色彩とされたい。また、国道9号線沿い又は建築物に設置される広告物等については、同じくベースカラーを落ち着いた色彩に抑え、アクセントカラーを有効的かつ必要最小限とされたい。
 - (7) 夜間照明について、周辺住民の生活や周辺環境に支障を与えぬよう、屋外照明の方向や光量を考慮し、また、間接照明を多用する等景観に配慮されたい。
- 3 縦覧場所
松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）
東出雲町産業建設課（島根県八束郡東出雲町大字揖屋町1142）
- 4 縦覧期間
告示の日から 1月間

島根県告示第138号

島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成18年 2月21日

島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条

の11第2項の規定に基づき、県が発注する島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

（入札参加資格審査の申請）

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

（申請手続）

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (2) 個人にあつては、誓約書（様式第2号）
 - (3) 営業経歴調書（様式第3号）
 - (4) 島根県税に係る納税証明書
 - (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - (6) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
 - (7) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
 - (8) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - (9) 有資格者職員調書（様式第4号）
 - (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第5項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 2 前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格審査は、随時行うものとする。

2 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前2事業年度の平均売上額
- (2) 申請日の直前2年間における島根県との契約実績
- (3) 申請日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額
- (4) 申請日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備、車両運搬具、工具及び器具の現存価格
- (5) 申請日における本店の規模並びに島根県内に有する営業所の規模及び数
- (6) 申請日における事業に従事する職員の数
- (7) 申請日における業務に従事する調理師等の有資格者職員の数
- (8) 申請日までの営業年数

(9) 申請日までの集団給食の実績

(10) 申請日の属する事業年度の前年度の決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(11) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数

（入札参加資格の認定）

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿（様式第5号）に登録するものとする。

（入札参加資格審査の結果の通知）

第6条 入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格を認定された者（以下「入札参加資格者」という。）の入札参加資格の有効期間は、当該認定を受けた日から1年間とする。ただし、知事は、特に必要と認められた場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届）

第8条 入札参加資格者は、入札参加資格審査申請書の記載事項のうち、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第7号）により、知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 県内の主たる営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(4) 使用印鑑

(5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の氏名

（入札参加資格の取消し）

第9条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

（入札参加資格の取消しの通知）

第10条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第8号）により、その者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成18年2月21日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

受 付

受付番号		登録番号	
------	--	------	--

年 月 日

島根県知事 様

所在地

商号又は名称

申請者 代表者職氏名 ㊟

(個人にあっては、住所及び氏名)

(電話番号)

(FAX番号)

(担当者氏名)

入札参加資格審査申請書

島根県で発注される島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

島根県知事 様

様式第3号(第3条関係)

営業経歴調書

区分	本店		島根県との取引に係る営業所等 (委任する場合のみ)	
フリガナ				
商号又は名称				
代表者職名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号	()	()		
FAX番号	()	()		
県内営業所等 (すべてを記入)	名称		所在地	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務有り：雇用率		%	
	障害者雇用状況報告義務無し：雇用障害者数		人	
自己資本の額	区分	直前決算時(千円)	剰余(欠損)金処分(千円)	計(千円)
	払込資本金			
	準備金			
	積立金			
	繰越利益(欠損)金			
	計			
流動比率	流動資産	千円	× 100 =	(少数点以下第1位未満切り捨て)
	流動負債	千円		
機械設備等 (現存価格)	機械設備類(千円)	車輛運搬具類(千円)	工具器具類(千円)	計(千円)
従業員数	技術職員	営業(販売)職員	事務職員	計
営業年数	営業開始	営業年数	現組織への変更	
	年 月	年	年 月	
営業実績	申請日直前の2事業年度の平均売上額	前年の総売上額	前々年の総売上額	
		(千円 + 千円) ÷ 2 =	千円	
	島根県との契約実績(直前2年間で主なものを記入)			
	取引の主な内容	取引額(千円)	取引の主な内容	取引額(千円)
	集団給食の実績(主なものを記入)			
	取引の主な内容	取引額(千円)	取引の主な内容	取引額(千円)

記載担当者 _____

電話番号 () _____

様式第 4 号 (第 3 条関係)

有資格者職員調書

資 格 区 分	資 格 者 の 人 数	左記の者のうち、出雲高等技術校で従事可能な人数
合 計		

様式第 6 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

先に提出された、入札参加資格申請書を審査した結果、
資格がある 資格がない
ものと認定したので、通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録有効期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 認定しない理由

様式第7号(第8条関係)

受 付

年 月 日

島根県知事 様

所在地

商号又は名称

申請者 代表者職氏名 印

(個人にあつては、住所及び氏名)

(電話番号))

(FAX番号))

(担当者氏名))

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、その変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録番号 第 号

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項
変更前
変更後

- 備考 1 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。
2 印欄は、記入しないこと。

様式第 8 号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで通知した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 理由

島根県告示第139号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ63番1地先から同イ65番8地先まで	前	メートル 12.00～ 18.60	メートル 89.76	益田土木建築事務所	交通安全工事 拡幅
			後	14.80～ 57.40	89.76		
県 道	大社立久恵線	出雲市乙立町4491番1地先から同地先まで	前	2.75～ 3.00	23.50	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	4.60～ 8.30	23.50		
"	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵1293番1地先から同地先まで	前	4.00	11.00	川本土木建築事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	14.00～ 15.00	11.00		

島根県告示第140号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	大社立久恵線	出雲市乙立町4491番1地先から同地先まで	メートル 23.50	平成18年 2月21日	出雲土木建築事務所	
"	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵1293番1地先から同地先まで	11.00	平成18年 2月24日	川本土木建築事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成18年 2月21日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 購入物品等の名称及び数量
人工心肺システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営企画部 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成18年 2月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 5 落札金額
43,575,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成17年12月26日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第17号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を対象とするもの(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により告示する。

平成18年 2月21日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

- 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級及び2級
 - (2) 施設警備業務に係る1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務に係る1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級及び2級
- 2 検定合格者審査対象者
 - (1) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(1)に掲げる者を除く。)
- 3 検定合格者審査の方法

書面審査とする。

4 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年3月27日(月)から当分の間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書(検定規則附則別記様式) 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

㊧ 旧規則第8条の規定による合格証(以下「旧合格証」という。)の写し 1通

㊨ 2の(1)又は(2)のいずれかに該当することを疎明する書面 1通

㊩ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合には、その者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㊪ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㊫ 代理人(申請者が属する警備業者の従業員に限る。)が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

㊦ 旧合格証の交付申請を行った警察署

㊧ 住所地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

㊨ 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

㊦ 住所地を管轄する警察署

㊧ 営業所の所在地を管轄する警察署

5 検定合格者審査手数料

警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の規定による。

6 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。